

昭和二十二年法律第八十五号

国会職員法

第一章 総則

この法律において国会職員とは、次に掲げる者をいう。

- 一 各議院事務局の事務総長、参事、常任委員会専門員及び常任委員会調査員並びに衆議院事務局の調査局長及び調査局調査員
- 二 各議院法制局の法制局長及び参事
- 三 国立国会図書館の館長、副館長、司書、専門調査員、調査員及び参事
- 四 裁判官弾劾裁判所事務局（以下「弾劾裁判所事務局」という。）及び裁判官訴追委員会事務局（以下「訴追委員会事務局」という。）の参事
- 五 前各号に掲げる者を除くほか、各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、弾劾裁判所事務局及び訴追委員会事務局の職員

第二章 任用

国会職員は次の各号のいずれかに該当しない者でなければならぬ。

- 一 拘禁刑に処せられて、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのなくななるまでの者
- 二 懲戒処分により官公職を免ぜられ、その身分を失つた日から二年を経過しない者
- 三 前二号のいずれかに該当する者のほか、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の規定により官職に就く能力を有しない者
- 四 第三条 国会職員の任用は、別に定のあるものを除き、各本属長の定める任用の基準に基いて、これを行ふ。

第三条の二 国会職員の昇任（国会職員にその国会職員が現に命ぜられている職より上位の職制上の段階に属する職を命ずることをいう。以下同じ。）及び転任（国会職員にその国会職員が現に命ぜられている職以外の職を命ずることであつて昇任及び降任（国会職員にその国会職員が現に命ぜられている職より下位の職制上の段階に属する職を命ずることをいう。以下同じ。）に該当しないものをいう。以下同じ。）は、各本属長が、国会職員の人事評価（任用、給与、分限その他的人事管理の基礎とするために、国会職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）及び当該命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力（職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として両議院の議長が協議して定めるものをいう。以下同じ。）及び当該命じようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

各本属長は、国会職員を降任させる場合には、当該国会職員の人事評価に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該命じようとする職についての適性を有すると認められる職を命ずるものとする。

国際機関に派遣されたこと等の事情により、人事評価が行われていない国会職員の昇任、降任及び転任については、前二項の規定にかかわらず、各本属長が、人事評価以外の能力の実証に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該命じようとする職についての適性を判断して行うことができる。

前二項の標準的な職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、両議院の議長が協議して定める。

第三条の三 各本属長は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、選考により、任期を定めて国会職員を採用することができる。

各本属長は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされきであつて、当該専門的な知識経験を有する者を当該業務に期間を限つて従事させることができる。

の能率的運営を確保するために必要であるときは、選考により、任期を定めて国会職員を採用することができる。

前二項の規定により採用される国会職員の任期及びこれらの規定により任期を定めて採用された国会職員の任用の制限については、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）の適用を受ける職員の例による。

前三項の規定は、非常勤の職員の採用については、適用しない。

第四条 国会職員の採用は、非常勤の職員の採用について、両議院の議長が協議して定める者を採用する場合その他両議院の議長が協議して定める場合を除き、条件付のものとし、国会職員が、その職において六月の期間（六月の期間とすることが適當ないと認められる国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員につては、両議院の議長が協議して定める期間）を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

前項に定めるもののほか、条件付採用に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第四条の二 各本属長は、年齢六十年に達した日以後にこの法律の規定により退職（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに臨時の職員、法律により任期を定めて任用される国会職員及び非常勤の職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び第二十八条第二項において「年齢六十年以上退職者」という。）を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める国会職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める国会職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この項及び第三項において同じ。）（第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五条）別表第十一に規定する指定職俸給表に相当する給料表の適用を受ける国会職員が占める職として両議院の議長が協議して定める職（第四項及び第四章において「指定職」という。）を除く。以下この項及び第三項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めるものとした場合における第十五条の六第一項に規定する定年退職日をいう。次項及び第三項において同じ。）を経過した者であるときは、この限りではない。

前項の規定により採用された国会職員（以下この条及び第二十八条第二項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

各本属長は、年齢六十年以上退職者のうちその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員のうち当該定年前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務職員以外の国会職員を当該短時間勤務の職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

各本属長は、定年前再任用短時間勤務職員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する職に

第五条 人事評価

この章の規定（第二条の規定を除く。）は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員については、適用しない。

人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第六条 人事評価

国会職員の執務について、各本属長は、定期的に人事評価を行わなければならない。

人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第七条 各本属長は、前条第一項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。

第八条 この章の規定は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員については、適用しない。

第四章 分限及び保障

第九条 国会職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。国会職員は、この法律で定める事由又は両議院の議長が協議して定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

前項の規定により降給されるときは、第十五条の二第三項に規定する他の職への降任等に伴う降給をする場合その他両議院の議長が協議して定める場合を除き、国会職員考查委員会の審査を経なければならぬ。

第十一条 国会職員が第二条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、当然失職する。

第十二条 国会職員が次の各号のいずれかに該当するときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績が良くないとき。

二 身体又は精神の故障により、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

三 その他その職に必要な適格性を欠くとき。

四 废職となり、又は定員改正により過員を生じたとき。

前項第一号から第三号までの規定により降任し、又は免職するときは、国会職員考查委員会の審査を経なければならない。

第十三条 第十三条规定第一項第三号により休職を命ぜられ、満期となつたときは、当然退職者とする。

第十四条 国会職員が左の各号の一に該当するときは、その意に反して、これに休職を命ずることができる。

一 懲戒のため国会職員考查委員会の審査に付せられたとき

二 刑事事件に関し起訴されたとき

三 廃職となり又は定員改正により過員を生じたとき

四 身体又は精神の故障により長期の休養を要するとき

五 事務の都合により必要があるとき

前項第四号及び第五号の規定により休職を命ずるには、国会職員考查委員会の審査を経なければならない。

第一項の休職の期間は、第一号及び第二号の場合においては、その事件が、国会職員考查委員会又は裁判所に繫属中とし、第三号及び第五号の場合においては一年とし、第四号の場合においては、三年をこえない範囲内において、休養を要する程度に応じ個々の場合について、休職について権限のある者がこれを定める。

第一項第四号に該当するときは、休職について権限のある者は、その休職を発令した日から引き続き同号に該当するときは、休職について権限のある者は、その休職を発令した日から引き続き三年をこえない範囲内において、休養を要する程度に応じ、当該休職期間を延長しなければならない。

第十五条 休職及び復職は、任用について権限がある者が、これを行ふ。

第十五条の四 前二条の規定は、法律により任期を定めて任用される国会職員には適用しない。

第十五条の五 各本属長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める国会職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該国会職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に次条第一項に規定する定年退職日（以下この項及び次項において「定年退職日」という。）がある国会職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める国会職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができない。

一 当該国会職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該国会職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由

二 当該国会職員の職務の特殊性を勘案して、当該国会職員の他の職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

各本属長は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める国会職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあ

前条第一項第三号乃至第五号の規定により休職を命ぜられた者に対する休職期間が満期となるまでは、事務の都合により、何時でも復職を命ずることができる。

前条第一項第四号の規定により休職を命ぜられた者に対する休職期間が満期となつた者及び同条第一項第五号の規定により休職を命ぜられた者の休職期間が満期となつた者については、事務の都合により、復職を命じ、又は休職期間を更新することができる。

ると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある国会職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該国会職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

各本属長は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職（指定職を除く。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として両議院の議長が協議して定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める国会職員について、当該国会職員の他の職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由が協議して定める事由があると認めるときは、当該国会職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている国会職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該国会職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

各本属長は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める国会職員について前項に規定する事由があると認められるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める国会職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。前各項に定めるものほか、これらの規定による異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る国会職員の降任又は転任に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十五条の六 国会職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は各本属長があらかじめ指定する日のいずれか早い日（次条第一項及び第二項ただし書において「定年退職日」という。）に退職する。

前項の定年は、年齢六十五年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十五年とすることが著しく不適当と認められる職を占める国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員の定年は、六十五年を超えて七十年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢とする。

前二項の規定は、法律により任期を定めて任用される国会職員及び非常勤の職員には適用しない。

第十五条の七 各本属長は、定年に達した国会職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同項の規定にかかるわらず、当該国会職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該国会職員を当該定年退職日ににおいて従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。

ただし、第十五条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長される期間を含む。）を延長した国会職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている国会職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該国会職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

前条第一項の規定により退職すべきこととなる国会職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該国会職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

二 前条第一項の規定により退職すべきこととなる国会職員の職務の特殊性を勘案して、当該国会職員の退職により、当該国会職員が占める職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

各本属長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該国会職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する国会職員にあつては、当該国会職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して三年を超えることができない。

前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十五条の八 国会職員で、その意に反して、降給（他の職への降任等に伴う降給を除く。）、降任（他の職への降任等に該当する降任を除く。）、休職若しくは免職をされ、その他著しく不利益な処分若しくは取扱いを受け、又は懲戒処分を受けたものの苦情の処理に関しては、衆議院の事務局及び法制局並びに訴追委員会事務局の職員については衆議院議長が衆議院運営委員会に諮つて定め、参議院の事務局及び法制局並びに弾劾裁判所事務局の職員については参議院議長が参議院の議院運営委員会に諮つて定め、国立国会図書館の職員については国立国会図書館の館長が両議院の議院運営委員会の承認を経て定めるところによる。

第十六条 この章の規定（第十条の規定を除く。）は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参考及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員には適用しない。

この章の規定（第十条の規定を除く。）は、臨時の職員の分限には適用しない。

第九条 第十一条から第十五条まで及び前条の規定は、条件付採用期間中の職員の分限には適用しない。

臨時の職員及び条件付採用期間中の職員の分限については、両議院の議長が協議して必要な事項を定めることができる。

第五章 服務等

第十七条 国会職員は、国会の事務に従事するに当たり、公正不偏、誠実にその職務を尽し、以て国民全体に奉仕することを本分とする。

第十八条 国会職員は、その職務を行うについては、上司の命令に従わねばならない。但し、その命令について意見を述べることができる。

第十九条の二 国会職員は、組合又はその連合体（以下本条中「組合」という。）を結成し、若しくは結成せず、又はこれらに加入し、若しくは加入しないことができる。国会職員は、これらの組織を通じて、代表者を自ら選んでこれを指名し、勤務条件に関し、及びその他社交的厚生的活動を含む適法な目的のため、当局と交渉することができる。但し、この交渉は、当局と団体協約を締結する権利を含まないものとする。すべて国会職員は、国会職員の組合に属していないといふ理由で、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されなければならない。

国会職員は、前項の組合について、その構成員であること、これを結成しようとしたこと若しくはこれに加入しようとしたこと又はその組合における正当な行為をしたとのために不利益な取扱を受けない。

国会職員は、同盟罷業その他の争議行為をし、又は国会の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

国会職員で同盟罷業その他の争議行為をした者は、その行為の開始とともに、当局に対し、法令に基いて保有する任命上又は雇用上の権利を以て、対抗することができない。国会職員が当局と交渉する場合の手続その他の組合に關し必要な事項は、両議院の議長が協議してこれを定める。

第十九条 国会職員は、本属長の許可がなければ、職務上知り得た秘密を漏らすことはできない。

その職を離れた後でも同様である。

第二十条 国会職員は、職務の内外を問わず、その信用を失うような行為があつてはならない。

第二十一条 国会職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求める、若しくは何らかの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を受領し、又は公選による公職の候補者となり、又は公選による公職と兼ねることができない。

国会職員は、公選による公職の候補者となり、又は公選による公職と兼ねることができる。

国会職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

国会職員は、當利を目的とする事業団体の役員又は職員その他の使用人となり、又は當利を目的とする事業に従事することができない。

本属長は、その所属国会職員が、當利を目的としない事業団体の役員若しくは職員となり、又は當利を目的としない事業に従事することが、国会職員の職務遂行に支障があると認める場合においては、これを禁ずることができる。

第二十二条 国会職員は、本属長の許可を受けなければ、本職の外に、給料を得て他の事務を行うことはできない。

第二十三条 国会職員は、本属長の許可を受けなければ、濫りに職務を離れるることはできない。

第二十四条 国会職員の居住地、制服その他服務上必要な事項は、本属長がこれを定める。

第二十五条 国会職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項については、両議院の議長が、両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つてこれを定める。

第二十六条 国会職員は、本属長の許可を受けなければ、本職の外に、給料を得て他の事務を行うことはできない。

第二十七条 国会職員及びその遺族は、両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定めるところにより、その国会職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等を受ける。

第二十八条 国会職員及びその遺族は、両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定めるところにより、年金及び一時金並びに退職手当を受ける。

第二十九条 各本属長は、国会職員の勤務能率の發揮及び増進のために、左の事項について計画を樹立し、これが実施に努めるものとする。

一 国会職員の教育訓練に関する事項

二 国会職員の保健に関する事項

三 国会職員の元気回復に関する事項

四 国会職員の安全保持に関する事項

五 国会職員の厚生に関する事項

第二十七条の三 国会職員に関する留学費用の償還義務については、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）第二条第一項に規定する職員の例による。

第七章 懲戒

第二十八条 各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員を除く国会職員は、次の各号のいずれかに該当する場合において懲戒の処分を受ける。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 職務の内外を問わずその信用を失うような行為があつたとき。

国会職員が、各本属長の要請に応じ国会職員以外の国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち両議院の議長が協議して定めるものに使用される者（以下この項において「国会職員以外の国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続いだ当該退職を前提として国会職員として採用された場合（一の国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の国会職員以外の国家公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として国会職員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続く国会職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。）が協議して定める国会職員又は国会職員になることが見込まれる者について、適性評価（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第一百二条の十八に規定する適性評価をいう。以下次条までにおいて同じ。）を実施するものとする。

各議院の議長は、適性評価の対象となる者（以下この項において「評価対象者」という。）について、両議院の議長が協議して定める事項についての調査を行うため必要な範囲内において、その院の国会職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十九条 前条に定めるもののほか、適性評価の実施に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第六章 給与、旅費、災害補償及び年金等

第二十五条 国会職員は、その在職中給料を受けることができる。

国会職員は、給料の外、必要な手当その他の給与及び旅費を受けることができる。

国会職員の給料、手当その他の給与の種類、額、支給条件及び支給方法並びに旅費については、別に法律（これに基く命令を含む。）で定めるものを除く外、両議院の議長が、両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つてこれを定める。

第二十六条 第十三条の規定により休職を命ぜられた国会職員は、両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定めるところにより、給与の全部又は一部を受けることができる。

第二十七条 総務課
一 戒告
二 減給
三 停職
四 免職

第三十条 減給は、一日以上一年以下給料の五分の一以下を減ずる。

第三十一条 停職の期間は、一日以上一年以下とする。

停職者は、国会職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。停職者は、停職の期間中給与を受けることができない。停職者は、国会職員としての身分を保有するが、これを行ふ。

第三十二条 懲戒に付せらるべき事件が、刑事裁判所に係属する間においても、同一事件について、適宜に、懲戒手続を進めることができる。この法律による懲戒処分は、その国会職員が、同一又は関連の事件に関して、重ねて刑事上の訴追を受けることを妨げない。

第八章 国会職員考查委員会

第三十三条 国会職員の分限及び懲戒に関する事項を審査するため、各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所（以下「弾劾裁判所」という。）及び裁判官訴追委員会（以下「訴追委員会」という。）に、それぞれ国会職員考查委員会を設ける。

第三十四条 国会職員考查委員会は、それぞれ委員長一人、委員若干人でこれを組織する。

第三十五条 各議院事務局に設ける国会職員考查委員会の委員長は、その院の事務局の事務長、各議院事務局の事務次長及び部長並びにその院が衆議院である場合にあつては衆議院事務局の調査局長、他の院の事務局の事務長並びに各議院法制局の法制局長及び法制次長並びに国立国会図書館の館長が、これに当たる。

第三十六条 各議院事務局に設ける国会職員考查委員会の委員長は、その院の事務局の事務長、各議院事務局の事務次長及び部長並びにその院が衆議院である場合にあつては衆議院事務局の調査局長、他の院の事務局の事務長並びに各議院法制局の法制局長及び法制次長並びに国立国会図書館の館長が、これに当たる。

第三十七条 各議院事務局に設ける国会職員考查委員会の委員長は、弾劾裁判所の裁判長、その委員長並びに各議院事務局及び訴追委員会事務局の事務長、各議院事務局の事務長及び事務次長並びに各議院法制局の法制局長及び事務次長が、これに当たる。

第三十八条 各議院事務局に設ける国会職員考查委員会の委員長は、訴追委員会の委員長、その委員長並びに各議院事務局及び訴追委員会事務局の事務長、各議院事務局の事務長及び事務次長並びに各議院法制局の法制局長及び事務次長が、これに当たる。

第三十九条 国会職員考查委員会にそれぞれ幹事数人を置き、各委員長が、国会職員の中よりこれを命ずる。

第四十条 国会職員考查委員会に関する規程は、両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮り、両議院の議長が、これを定める。

第九章 國際機関等への派遣

第四十一条 各本属長は、条約その他の国際約束若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、その所属国会職員（両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。）を派遣することができる。

一 わが国が加盟している国際機関

二 外国政府の機関

三 前二号に準する機関で、両議院の議長が協議して定めるもの

各本属長は、前項の規定によりその所属国会職員を派遣する場合には、当該国会職員の同意を得なければならない。

第四十二条 前条第一項の規定により派遣された国会職員（以下「派遣国会職員」という。）は、その派遣の期間中、国会職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第四十三条 派遣国会職員に関する給与、旅費、災害補償、退職又は死亡の場合における年金及び一時金、退職手当等並びに派遣国会職員の職務への復帰及び復帰時における待遇については、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百七〇号）第三条に規定する派遣職員の例による。

第四十四条 前三条の規定の実施に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十章 補則

第四十五条 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百六十六号）とする。

三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）並びにこれらに基く命令は、国会職員については、これを適用しない。

国会職員に関しては、この法律で定めた事項及びこの法律に基き両議院の議長若しくは本属長が定めた事項又は国会職員の勤務条件について他の法律（これに基く命令を含む。）で定めた事項に矛盾しない範囲内において、労働基準法及び労働安全衛生法並びにこれらに基く命令の規定を準用する。但し、労働基準監督機関の職権に関する規定は、これを準用しない。

前項の規定の適用に関し必要な事項は、両議院の議長が協議してこれを定める。

附則

この法律は、国会法施行の日から、これを施行する。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで
六十年
六十六年

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで
六十二年
六十七年

令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで
六十三年
六十八年

令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで
六十四年
六十九年

令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日まで
七十年
六十七年

令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで
七十年
六十九年

令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで
六十九年
六十八年

令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日まで
六十九年
六十八年

のは「評価をいう。以下同じ。」又はその他の能力の実証」と、同条第二項中「人事評価」とあ
るのは「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

附 則（平成二十三年一〇月七日法律第一一二号）抄

第一条 この法律は、国会法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第一百十一号）の施行の日から施行する。

附 則

（平成二十六年六月二七日法律第八六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）の施行の日から施行する。ただし、第三条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

3 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海
外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機
関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものと
する。

（情報監視審査会）

4 情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視
審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結
果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととさ
れる情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受
ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その
結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和元年六月一四日法律第三十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に
掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十一条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定
に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百七十七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに
係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、
第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六
号の改正規定に限る。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公
布の日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同
じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項そ
の他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行
為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（検討）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する
法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人で
あることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加
え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。
(検討)

附 則

（令和三年六月一一日法律第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公
布の日から施行する。

（実施のための準備等）

第二条

第一条の規定による改正後の国会職員法（以下「新国会職員法」という。）の規定による
国会職員（国会職員法第一条に規定する国会職員（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の
秘書事務をつかさどる参考事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書
館の館長及び専門調査員を除く。）をいう。以下同じ。）の任用、分限その他の人事行政に関する
制度の円滑な実施を確保するため、各本属長は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準
備を行うものとする。

2 各本属長は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に、施行日から
令和六年三月三十一日までの間に年齢六十年に達する国会職員（当該国会職員が占める職に係る
第一条の規定による改正前の国会職員法（以下「旧国会職員法」という。）第十五条の二第二項
に規定する定年が年齢六十年である国会職員に限る。）に対し、新国会職員法附則第七項の規定
の例により、当該国会職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に
関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における
勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（経過措置）

第三条

新国会職員法第四条の二の規定は、施行日以後に退職をした同条第一項に規定する年齢六
十年以上退職者（次項において「年齢六十年以上退職者」という。）について適用する。

2

各本属長は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十
三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、
基準日における新国会職員法定年相当年齢（新国会職員法第四条の二第一項に規定する短時間勤
務の職であって同項に規定する指定職（次条第一項及び附則第六条第三項において「指定職」と
いう。）以外のもの（附則第六条第二項を除き、以下この項及び附則第五条から第七条までにお
いて「短時間勤務の職」という。）を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該
短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新国会職員法第十五条の六第二
項に規定する定年をいう。以下この項及び附則第五条第二項において同じ。）が基準日の前日に
おける新国会職員法定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新国会職員法定年相
當年齡が新国会職員法第十五条の六第二項本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）
及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の両議院の議長が協議して定
める短時間勤務の職（以下この項において「新国会職員法原則定年相当年齡引上げ短時間勤務
職」という。）に、基準日の前日までに年齢六十年以上退職者となつた者（基準日前から新国会
職員法第十五条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含
む。）のうち基準日の前日において同日における当該新国会職員法原則定年相当年齡引上げ短時
間勤務に係る新国会職員法定年相当年齡に達している者（当該両議院の議長が協議して定める
短時間勤務の職にあっては、両議院の議長が協議して定める者）を、新国会職員法第四条の二第
一項の規定により採用することができず、新国会職員法原則定年相当年齡引上げ短時間勤務職
に、同条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定期前再任用短時間勤務職員」と
いう。）のうち基準日の前日において同日における当該新国会職員法原則定年相当年齡引上げ
短時間勤務職に係る新国会職員法定年相当年齡に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該
両議院の議長が協議して定める短時間勤務の職にあっては、両議院の議長が協議して定める定年
前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3

平成十一年十月一日前に新国会職員法第二十八条第一項前段に規定する退職又は先の退職があ
る定年前再任用短時間勤務職員について、同項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定
する引き続き国会職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の国会職員と
しての在職期間を含まないものとする。

4 暫定再任用職員（次条第一項若しくは第二項又は附則第五条第一項若しくは第二項の規定によ
り採用された国会職員をいう。附則第六条及び第七条において同じ。）として在職していた期間
がある定年前再任用短時間勤務職員に対する新国会職員法第二十八条第二項後段の規定の適用に
よる。

については、同項後段中「又は」とあるのは、「又は国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号）附則第四条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二項若しくは第三条第四項に規定によりかつて採用された同法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員として在職していた期間若しくは」とする。

「旧国会職員法勤務延長職員」という。に係る当該旧国会職員法勤務延长期限までの間における同条第一項又は第二項の規定による勤務については、新国会職員法第十五条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

各本属長は、旧国会職員法勤務延長職員について、旧国会職員法勤務延长期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新国会職員法第十五条の七第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧国会職員法勤務延長職員に係る旧国会職員法第十五条の二第一項に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

新国会職員法第十五条の二第一項の規定は施行日において第五項の規定により同条第一項に規定する管理監督職を占めたまま引き続き務めている国会職員には適用しない。

での間、基準日における新国会職員法定年（新国会職員法第十五条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十日までの間、基準日における新国会職員法定年（新国会職員法第十五条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）が基準日の前日ににおける新国会職員法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧国会職員法第十五条の六第二項に規定する定年）を超える場合における新国会職員法定年が新国会職員法第十五条の六第二項本文に規定する定年である旨を明記する。

に規定する定年である職に附る、及びこれに相当する基準日以後に置かれた職その他の同議院の議長が協議して定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新国会職員法第十五条の七第一項若しくは第二項の規定又は第五項若しくは第六項の規定により勤務している国会職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新国会職員法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年）に達している国会職員（当該両議院の議長が協議して定める職にあつては、両議院の議長が協議して定める国会職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第四条 項は、両議院の議長が協議して定める。

一日（以下この条及び次条において「年齢六十五年到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職（指定職を除く。以下この項及び次項並びに附則第六条第四項において同じ。）に係る旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職にあつては、両議院の議長が協議して定める年齢）に達している者を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧国会職員法第十五条の二第一項の規定により退職した者
二 旧国会職員法第十五条の三第一項若しくは第二項又は前条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した者
三 施行日前に旧国会職員法の規定により退職した者（前二号に掲げる者を除く。）のうち、勤

統期間その他の事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずる者として両議院の議長が協議して定める者

職員法定年に達している者を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を三つ、当該候補者に就いてはこれを採用することができる。

二 定め 当該當時勤務を要する職に採用することができる。
一 行政日以後に新国会職員法第十五条の六第一項の規定により退職した者
施行日以後に新国会職員法第十五条の七第一項又は第二項の規定によ

三 施行日以後に新国会職員法第四条の二第一項の規定により採用された者のうち、同条第二項
に規定するを除く、ノミニシニヒテは該二者

四 に規定する任期が満了したことにより退職した者（前三号に掲げる者を除く。）のうち、施行日以降に新国会員法の規定により退職した者（前三号に掲げる者を除く。）のうち、
（勅令用語につきの事項と考案して右三行に記入せらるる旨）
（同義元の義理が易せらるる旨）
（同義元の義理が易せらるる旨）

議院其間その他の事情を考慮して前二項に掲げる者に準ずる者として同議院の議長が指名して定める者

の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければならない。

第五条 各本属長は、新国会職員法第四条の二第三項の規定にかかるらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧国会職員法定年相当年齢（短時間勤務の職を占める国会職員が、常時

勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める年齢）をいう。）に達している者を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間

勤務の職に採用することができる。
令和十四年三月三十一日までの間、各本属長は、新国会職員法第四条の二第三項の規定にかかるわらず、前条第二項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新国会職員法定年相当年齢に達している者（新国会職員法第四条の二第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

第六二条 施行日前に旧国会職員法第十五條の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用さる前二項の規定により採用された国会職員の任期については、前条第三項の規定を準用する。

れた国会職員（以下この項及び次項において「旧国会職員法再任用職員」といふ）のうち、この法律の施行の際に常時勤務を要する職を占める国会職員は、施行日に、附則第四条第一項の規定により採用されたものとみなします。この場合において、当該採用されたものとみなされる国会

職員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧国会職員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

旧国会職員法再任用職員のうちこの法律の施行の際既に旧国会職員法第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める国会職員は、施行日に、前条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる国会職員の任期は、同項の規

定にかかわらず、施行日における旧国会職員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

各本属長は、暫定再任用職員を指定職に昇任し、又は転任することができない。各本属長は、附則第四条第一項又は前条第一項の規定により採用した国会職員のうち当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する職に係る旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める

